

# 新型コロナウイルス感染症の軽症者を受け入れる 宿泊療養施設について

## 宿泊療養施設の概要

厚生労働省が示す主な要件は以下のとおりです。

- 基本的に一棟ごと借上げ
- 居室は個室
- 日中は保健師又は看護師が常駐
- 医師はオンコール対応(電話による24時間対応)

## どのような人を受け入れるのか？

無症状や軽症の方のうち、

- 高齢者 基礎疾患がある方
  - 免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方 妊娠している方
- に該当しない方で、医師が入院の必要がないと判断した方です。

## 療養者はいつまで滞在するのか？

発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合に帰宅可能となります。

## 施設内ではどのような感染防止対策を講じているのか？

療養者は、原則、個室で生活します。  
感染症対策の専門家の指導の下、清潔区域と汚染区域を明確に区別します。  
療養者とのやり取りは内線を使用し、汚染区域に入る場合は、防護具を着用します。

## 施設外に感染が広がることはないのか？

新型コロナウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、空気感染は起きていないとされており、  
療養者の生活で出るゴミは、感染性廃棄物として専門業者が適切に処理します。  
療養者は施設内で生活することに同意の上で入所しており、買い物や運動等で施設外に出ることはありません。  
施設出入口には、24時間体制で警備員が常駐し、療養者が誤って外出することや外部から誤って立ち入ることの無いよう万全を期します。

## 療養者の受入れはいつまで続くのか？

今後の感染者の発生状況を踏まえながら検討してまいります。

宿泊療養施設の運営について、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ】 茨城県 保健福祉部 疾病対策課 新型コロナウイルス療養施設担当  
電話 029 - 301 - 5134 (直通)